

吉井護士林連兩名ノ調停ニ一時決裂ノ危機ヲ見タルカ
公十八日午後七時ヨリ小島方ニ爭議團側稻葉助四郎市
村光雄等ヲ招致シ協議折衝ノ結果解雇者ハ重蒸三好以
下二十三名トシ解雇手續其ノ他一切ノ解決費用トシテ
會社側ヨリ三十山ヲ支給スル事トシ別記ノ如ク協定書
ヲ作成翌朝六時ニ至リ解決ヲ告ケタルケ今日午後一時
二十分更ニ社長花本松太郎方ニ於テ前記市村稻葉及後
業員代表加藤西山等七名會合協定書記載事項以外ニ後
業時間一時間短縮ヲ實行スルコト但シ後業員ハ時間嚴
守スルコト八月一日ヨリ實施スル一項目ヲ挿入シ即時
調印現金授受ノ上公ニ時四十分退出セリ
右及申進報候也

(別記)

協定書

工場主花本松太郎ト爭議團トノ間ニ於テ左ノ協定ニ
依リ圓滿解決ヲ爲シタリ

- (一) 工場主花本松太郎ハ今回ノ爭議ニ付解雇手續其
一切ノ解決費トシテ金三千円也ヲ支給スルコト
- (二) 工場主ハ後業員ノ待遇ニ對シ自今事情ノ許ス限リ
誠意ヲ以テ改善ノ實行ヲ期スル事
- (三) 本協定成立ノ上ハ解雇者ニ於テ何等ノ異議ヲ申出
サレコト
- (四) 後業員ハ更ニ一層ノ誠意ヲ以テ業務ニ勉勵スルコ
ト